

# 県立病院事業経営評価委員会設置要綱

## （設置目的）

第1条 「福島県県立病院改革プラン（平成21年5月22日行財政改革推進本部県立病院改革部会報告）」の取組状況の点検・見直しや今後の病院経営のあり方についての検討等を行うため、経営状況分析の専門家、学識経験者、医療関係者等で構成する「県立病院事業経営評価委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

## （所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、意見・提言を行う。

- (1) 「福島県県立病院改革プラン」の進捗状況等に関すること
- (2) 毎年度の経営方針の進捗状況等に関すること
- (3) 今後の病院経営のあり方に関すること

## （構成）

第3条 委員会の委員は、8名以内とし、経営状況分析の専門家、学識経験者、医療関係者等の中から病院事業管理者が選任する。

2 委員の任期は平成26年3月31日までとする。

## （運営）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、病院事業管理者が指名するものとする。
- 3 委員会は必要に応じ、委員長が召集する。
- 4 委員長は委員会を代表し、委員会の進行をつかさどる。
- 5 委員長に事故等あるときは、委員長が指名した副委員長がその職務を代理する。

## （意見の聴取）

第5条 委員長は、必要に応じて専門的助言及び意見を得るため、委員会に関係者の出席を求めることができる。

## （庶務）

第6条 委員会の庶務は、病院局（病院経営改革課）において処理する。

## （雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成19年6月26日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成20年5月20日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成22年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月16日から施行する。